



事務連絡
令和8年2月26日

関係団体の長 殿

鹿児島労働局労働基準部
健康安全課長

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底
マニュアルの改正について

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建築物等の解体等に係る労働者の石綿のばく露防止及び一般環境への石綿飛散漏えい防止対策を円滑かつ的確に実施していただくために、厚生労働省及び環境省がとりまとめた「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」の周知・活用を図っているところですが、今般、同マニュアルについて、下記のとおり改正されたところです。

つきましては、貴団体所属の事業者等に幅広く周知くださるようお願いいたします。

なお、改正箇所一覧及び改正後のマニュアルは、以下のホームページに掲載していることを申し添えます。

○改正箇所一覧及び改正後のマニュアルの掲載先（URL 又は QR コード）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



記

【改正内容】

- 1 事前調査の信頼性向上を図るため、分析調査の試料採取について、調査者等以外の者が試料採取する場合は、調査者等の指示の下で行わせることとしたこと。
- 2 解体等作業中に発電機等の内燃機関を使用することによる一酸化炭素中毒事故を防止するための対策を明記したこと。
- 3 その他、所要の改正を行ったこと。